

# 京都市上下水道局における京都市公契約基本条例の施行に関する要綱

制定 平成28年5月31日

改正 平成31年4月26日、令和3年3月31日、令和4年12月28日

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市公契約基本条例（以下「条例」という。）及び京都市公契約基本条例施行規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、条例及び規則において使用する用語の例による。

(労働関係法令遵守状況報告書)

第3条 条例第12条第1項及び第2項に規定する労働関係法令遵守状況報告書の様式は、様式1の1から1の3までのとおりとする。

(労働関係法令遵守状況報告書記載事項変更届)

第4条 条例第12条第3項の規定による届出の様式（以下「労働関係法令遵守状況報告書記載事項変更届」という。）は、様式2の1及び2の2のとおりとする。

(措置結果報告書)

第5条 条例第15条に規定する措置結果報告書の様式は、様式3の1及び3の2のとおりとする。

(公表の内容及び方法)

第6条 条例第18条第1項の規定による公表は、様式4の内容を京都市上下水道局（以下「当局」という。）のホームページに掲載することにより行うものとする。

(公表の期間)

第7条 公表の期間は、公表をされている者（以下「公表事業者」という。）が適正な措置を講じたと当局が確認することができるまでの間とする。ただし、次に掲げる者の公表の期間は、3月以上で適正な措置を講じたと当局が確認することができるまでの間とする。

- (1) 虚偽の労働関係法令遵守状況報告書を提出した者
- (2) 虚偽の労働関係法令遵守状況報告書記載事項変更届を提出した者
- (3) 虚偽の措置結果報告書を提出した者
- (4) 労働関係法令遵守状況報告書、労働関係法令遵守状況報告書記載事項変更届又は措置結果報告書に関し、当局からの説明等の要求を拒み、又は虚偽の説明等を行った者

(公表事業者との契約の禁止等)

第8条 受注者等は、条例第11条の規定の趣旨を踏まえ、公表事業者と下請等契約を締結しないようにしなければならない。

2 受注者等は、下請等契約を締結する際、下請負者等に対し、公表事業者と下請等契約を締結してはならないことを知らせよう努めるものとする。

(公表事業者等の参加停止)

第9条 公表事業者及び公表事業者と下請等契約の締結があった場合における受注者等のうち

一般競争入札有資格者名簿に登載されているものについて、本市の競争入札への参加の停止に関する取扱いは、京都市上下水道局競争入札参加停止取扱要綱に定めるとおりとする。

(対象公契約等の明示の方法)

第10条 条例第19条の規定による明示は、下請等契約を締結しようとするときに、当該下請等契約に基づき従事する業務が対象公契約に係るものであることを記載した文書を、対象下請負者等に交付することにより行うものとする。

2 規則第7条第1号に掲げる事項の明示は、対象受注者にあつては対象公契約を締結後速やかに、対象下請負者等にあつては下請等契約を締結後速やかに、対象労働者の見やすい場所に掲示し、又はその旨を記載した文書を対象労働者に交付することにより行うものとする。

3 規則第7条第2号に掲げる事項の明示は、不遵守事項を解消するための措置を講じた後速やかに、対象労働者の見やすい場所に掲示し、又はその旨を記載した文書を対象労働者に交付することにより行うものとする。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月26日決定)

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、管理者が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

附 則 (令和3年3月31日決定)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年12月28日決定)

この要綱は、決定の日から実施する。

# 労働関係法令遵守状況報告書

(宛先)京都市公営企業管理者上下水道局長

年 月 日

(対象受注者宛)

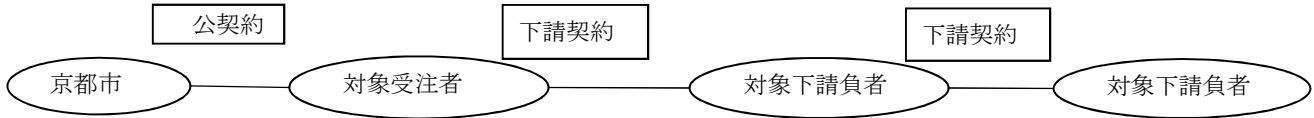
※ 受注者受付年月日

年 月 日

京都市公契約基本条例第12条の規定により提出します。

対象公契約の契約番号		対象公契約の名称		対象公契約の契約期間		下請契約等の契約期間(※2)		
事業者等(※1)	所在地							
	商号又は名称		代表者の氏名			本市競争入札有資格者名簿への登載		
	担当者氏名				連絡先電話番号			
全労働者数	名	内訳：正社員 派遣社員	名、パート、アルバイト 名(人材派遣事業者のみ記入)	名	1への記入をお願いします。			
	なし	※ 従業員がいない場合(1人で仕事をされている個人事業主(いわゆる一人親方)の方)は、「なし」に○を記入してください。				2への記入をお願いします。		

- ※1 「対象受注者」とは本市と直接公契約を締結した事業者を、「対象下請負者等」とは対象受注者又は対象受注者と公契約に係る下請契約(工事に類する業務委託については、人材派遣契約を含みます)を締結している事業者と下請契約を締結している事業者をいいます(次数は問いません)。  
2 この項目は、下請契約を受注した対象下請負者等が記入してください。



## 1 労働関係法令の遵守状況に係るチェック項目

区分	項目	回答	
		はい	いいえ
労働条件	(1) 常時10人以上の労働者を使用している場合、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていますか。また、変更があった場合にも届け出ていますか。 ※ 従業員が10人未満の場合は、記入していただく必要はありません。		
	(2) 就業規則の周知を労働者に行っていますか。		
	(3) 労働者への雇用通知は、労働基準法で決められた項目に基づいた形式の「労働条件通知書」等により行っていますか。		
労働時間	(4) 時間外及び休日の労働に関する協定(36協定)を締結し、労働基準監督署に届け出ていますか。		
保険	(5) 労災保険に加入していますか。		
	(6) 雇用保険に加入していますか。		
	(7) 健康保険に加入していますか。		
	(8) 厚生年金保険に加入していますか。		

賃金	(9) 法律や就業規則の定めに従って、賃金台帳を作成していますか。		
	(10) 賃金について全額（適法に天引きされているものを除きます。）を、労働者に直接、毎月1回以上、一定期日を定めて支払っていますか。		
	(11) 最低賃金法に定める賃金額以上の賃金を労働者に支払っていますか。		
	(12) 本件業務に従事する労働者で最も低い賃金単価はいくらですか。	下記の賃金額	
	最も低い賃金単価 : 時給	円	
(13) 上記(1)～(11)の事項を、本契約に従事する労働者にとって見やすい場所（作業現場、事務所など）に掲示する、又は文書を配布するなどのわかりやすい方法で本契約に従事する労働者に周知していますか。 ※ 本報告書提出後、新たに本契約に従事する労働者の追加があった場合についても、当該労働者に上記(1)～(11)の事項を知らせる必要があります。		/	
(14) 下請契約を締結する際に、本契約が労働関係法令遵守状況報告書の提出が必要となる対象公契約であることを、文書により対象下請負者等に知らせましたか。 ※1 本報告書提出後、新たに下請契約を締結する場合についても、対象下請負者等に本契約が対象公契約であることを知らせる必要があります。 2 下請契約を締結していない場合は、記入していただく必要はありません。		/	

## 2 従業員がいない個人事業主の労働環境等に係るチェック項目

区分	項目	回答（以下の項目のいずれかに○を記入してください。）	
		はい	いいえ
保険	(1) 労災保険に加入していますか。		
	(2) 健康保険に加入していますか。		
	(3) 国民年金に加入していますか。		

## 3 労働環境改善予定

「1 労働関係法令の遵守状況に係るチェック項目」の「いいえ」に○を記入した場合は、以下の項目に記入してください。

設問番号	「いいえ」とした理由	
	※「法令上の義務」の欄の「あり」、「なし」のいずれかを記入してください。 「法令上の義務」の欄に「あり」を記入した場合は、措置結果報告書の提出が必要となります。	原則として契約締結以後、6か月以内に措置結果報告書を提出する必要があります。 6か月以内に提出できない場合のみ、以下の項目に記入してください。
		希望提出期限 年 月
		希望提出期限まで措置結果報告書を提出できない理由

※ 「希望提出期限まで措置結果報告書を提出できない理由」が適切であると認められない場合は、契約締結後、6か月以内に措置結果報告書を提出していただく必要があります。  
希望提出期限の適否は、本市から改めてお知らせします。

## (注意事項)

- ※1 対象受注者は、本契約が建設業法に規定する建設工事に該当する場合は、本報告書に施工体制台帳に添付する施工体系図の写しを添付してください。対象下請負者等に追加があった場合は、その都度、当該追加を反映した施工体系図の写しを提出してください。
- 2 本契約が建設業法に規定する建設工事に該当する場合、本報告書を提出する義務がある対象下請負者等は、建設業法上の「元請負人」及び「下請負人」に該当するものに限ります。
  - 3 本報告書の記載内容について、必要に応じて聴き取り調査を実施し、又は挙証資料の提出を求められることがあります。
  - 4 対象受注者は、対象下請負者等から提出があった本報告書を取りまとめた上、自らの本報告書と併せて、当局との契約締結以後2か月以内に当局に提出してください。また、当該契約の2か月後、対象下請負者等から本報告書の提出があった場合は、その都度、本報告書を当局に提出してください。
  - 5 対象下請負者等は、下請契約を締結以後、1か月以内に本報告書を対象受注者に提出してください。
  - 6 本報告書1のチェック項目(1)～(11)の記載内容又は本報告書3労働環境改善予定の「「いいえ」とした理由」に変更があった場合は、対象受注者は当局に、対象下請負者等は対象受注者に、労働関係法令遵守状況報告書記載事項変更届を遅滞なく提出してください。また、対象下請負者等から当該変更届の提出があった場合は、対象受注者は当該変更届を遅滞なく当局に提出してください。
  - 7 最も低い賃金単価は、時給で記入してください。計算方法は以下のとおりです。
    - (1) 時間給の場合・・・時間給を記入
    - (2) 日給の場合・・・日給÷1日の所定労働時間
    - (3) 月給の場合・・・月給÷1月の所定労働時間ただし、以下のものは含まない。
    - ①臨時に支払われる賃金等（出産祝い金等）、②1月を超える期間ごとに支払われる手当（賞与等）、③所定時間外労働、所定休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金、④当該最低賃金において算入しないことを定める賃金（精皆勤手当、通勤手当、扶養手当等）
  - 8 対象受注者及び対象下請負者等は、本報告書1のチェック項目に「いいえ」がある場合は、法令上の義務がない場合を除き、措置結果報告書を契約締結（対象下請負者等にあつては下請契約締結）以後6か月以内（希望提出期限を京都市公営企業管理者上下水道局長が認めた場合にあつてはその期限内）に当局に提出してください。

なお、提出期限を延長しようとする場合は、あらかじめ、京都市上下水道局総務部契約会計課まで御相談いただきますようお願いいたします。
  - 9 本市ホームページにおいて、「対象労働者明示用」及び「対象下請負者等明示用」の文書を参考として公表していますので、本報告書1のチェック項目(13)及び(14)の手続を行う際は、活用してください。
  - 10 本報告書は、本市に提出する場合にあつては、京都市上下水道局総務部契約会計課に提出してください。

# 労働関係法令遵守状況報告書

(宛先)京都市公営企業管理者上下水道局長

年 月 日

(対象受注者宛)

※ 受注者受付年月日

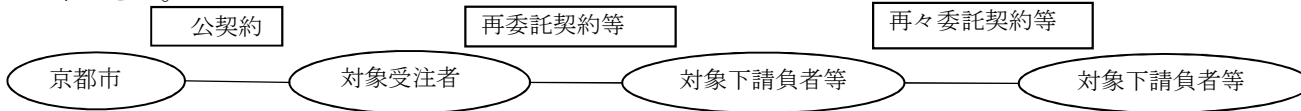
年 月 日

京都市公契約基本条例第12条の規定により提出します。

対象公契約の契約番号		対象公契約の名称		対象公契約の契約期間		再委託契約等の契約期間(※2)	
事業者等(※1)	所在地						
	商号又は名称		代表者の氏名		本市競争入札有資格者名簿への登載		
	担当者氏名				連絡先電話番号		
全労働者数	名	内訳：正社員 派遣社員	名、パート、アルバイト 名(人材派遣事業者のみ記入)	名	1への記入をお願いします。		
	なし	※ 従業員がいない場合(1人で仕事をされている個人事業主(いわゆる一人親方)の方)は、「なし」に○を記入してください。				2への記入をお願いします。	

※1 「対象受注者」とは本市と直接公契約を締結した事業者を、「対象下請負者等」とは対象受注者と再委託契約及び人材派遣契約を締結している事業者及び再委託契約を締結した事業者と再々委託契約及び人材派遣契約を締結する事業者をいいます(次数は問いません)。

2 この項目は、再委託契約、再々委託契約、人材派遣契約等を受注した対象下請負者等が記入してください。



## 1 労働関係法令の遵守状況に係るチェック項目

区分	項目	回答	
		はい	いいえ
労働条件	(1) 常時10人以上の労働者を使用している場合、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていますか。また、変更があった場合にも届け出ていますか。 ※ 従業員が10人未満の場合は、記入していただく必要はありません。		
	(2) 就業規則の周知を労働者に行っていますか。		
	(3) 労働者への雇用通知は、労働基準法で決められた項目に基づいた形式の「労働条件通知書」等により行っていますか。		
労働時間	(4) 時間外及び休日の労働に関する協定(36協定)を締結し、労働基準監督署に届け出ていますか。		
保険	(5) 労災保険に加入していますか。		
	(6) 雇用保険に加入していますか。		
	(7) 健康保険に加入していますか。		
	(8) 厚生年金保険に加入していますか。		

賃金	(9) 法律や就業規則の定めに従って、賃金台帳を作成していますか。		
	(10) 賃金について全額（適法に天引きされているものを除きます。）を、労働者に直接、毎月1回以上、一定期日を定めて支払っていますか。		
	(11) 最低賃金法に定める賃金額以上の賃金を労働者に支払っていますか。		
	(12) 本件業務に従事する労働者で最も低い賃金単価はいくらですか。	下記の賃金額	
	最も低い賃金単価 : 時給		円
(13) 上記(1)～(11)の事項を、本契約に従事する労働者にとって見やすい場所（作業現場、事務所など）に掲示する、又は文書を配布するなどのわかりやすい方法で本契約に従事する労働者に周知していますか。 ※ 本報告書提出後、新たに本契約に従事する労働者の追加があった場合についても、当該労働者に上記(1)～(11)の事項を知らせる必要があります。			
(14) 再委託契約を締結する際に、本契約が労働関係法令遵守状況報告書の提出が必要となる対象公契約であることを、文書により対象下請負者等に知らせましたか。 ※1 本報告書提出後、新たに再委託契約を締結する場合についても、対象下請負者等に本契約が対象公契約であることを知らせる必要があります。 2 再委託契約等を締結していない場合は、記入していただく必要はありません。			

## 2 従業員がいない個人事業主の労働環境等に係るチェック項目

区分	項目	回答（以下の項目のいずれかに○を記入してください。）	
		はい	いいえ
保険	(1) 労災保険に加入していますか。		
	(2) 健康保険に加入していますか。		
	(3) 国民年金に加入していますか。		

## 3 労働環境改善予定

「1 労働関係法令の遵守状況に係るチェック項目」の「いいえ」に○を記入した場合は、以下の項目に記入してください。

設問番号	「いいえ」とした理由	
	※「法令上の義務」の欄の「あり」、「なし」のいずれかを記入してください。 「法令上の義務」の欄に「あり」を記入した場合は、措置結果報告書の提出が必要となります。	原則として契約締結以後、6か月以内に措置結果報告書を提出する必要があります。 6か月以内に提出できない場合のみ、以下の項目に記入してください。
	法令上の義務	希望提出期限 年 月
	法令上の義務	希望提出期限まで措置結果報告書を提出できない理由
	法令上の義務	
	法令上の義務	

※ 「希望提出期限まで措置結果報告書を提出できない理由」が適切であると認められない場合は、契約締結後、6か月以内に措置結果報告書を提出していただく必要があります。  
希望提出期限の適否は、本市から改めてお知らせします。

## (注意事項)

- ※1 本報告書の記載内容について、必要に応じて聴き取り調査を実施し、又は挙証資料の提出を求められることがあります。
- 2 対象受注者は、対象下請負者等から提出があった本報告書を取りまとめた上、自らの本報告書と併せて、当局との契約締結以後2か月以内に当局に提出してください。また、当該契約の2か月後、対象下請負者等から本報告書の提出があった場合は、その都度、本報告書を当局に提出してください。
- 3 対象下請負者等は、再委託契約等を締結以後、1か月以内に本報告書を対象受注者に提出してください。
- 4 本報告書1のチェック項目(1)~(11)の記載内容又は本報告書3労働環境改善予定の「いいえ」とした理由に変更があった場合は、対象受注者は当局に、対象下請負者等は対象受注者に、労働関係法令遵守状況報告書記載事項変更届を遅滞なく提出してください。また、対象下請負者等から当該変更届の提出があった場合は、対象受注者は当該変更届を遅滞なく当局に提出してください。
- 5 最も低い賃金単価は、時給で記入してください。計算方法は以下のとおりです。
- (1) 時間給の場合・・・時間給を記入
  - (2) 日給の場合・・・日給÷1日の所定労働時間
  - (3) 月給の場合・・・月給÷1月の所定労働時間
- ただし、以下のものは含まない。
- ①臨時に支払われる賃金等（出産祝い金等）、②1月を超える期間ごとに支払われる手当（賞与等）、③所定時間外労働、所定休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金、④当該最低賃金において算入しないことを定める賃金（精皆勤手当、通勤手当、扶養手当等）
- 6 対象受注者及び対象下請負者等は、本報告書1のチェック項目に「いいえ」がある場合は、法令上の義務がない場合を除き、措置結果報告書を契約締結（対象下請負者等にあつては再委託契約等締結）以後6か月以内（希望提出期限を京都市公営企業管理者上下水道局長が認めた場合にあつてはその期限内）に当局に提出してください。
- なお、提出期限を延長しようとする場合は、あらかじめ、京都市上下水道局総務部契約会計課まで御相談いただきますようお願いいたします。
- 7 当局ホームページにおいて、「対象労働者明示用」及び「対象下請負者等明示用」の文書を参考として公表していますので、本報告書1のチェック項目(13)及び(14)の手続を行う際は、活用してください。
- 8 本報告書は、当局に提出する場合にあつては、京都市上下水道局総務部契約会計課に提出してください。
- 9 派遣社員が、契約の相手方に対して派遣されたものである場合は、当該派遣社員への指揮、監督の権限は契約の相手方が持っており、履行の義務が第三者に委託されたわけではないため、再委託契約には該当しません。



# 労働関係法令遵守状況報告書

(宛先)京都市公営企業管理者上下水道局長

年 月 日

京都市公契約基本条例第12条の規定により提出します。

指定管理協定の名称				指定管理協定の指定期間			
指定管理者	所在地						
	商号又は名称			代表者の氏名			
	担当者氏名				連絡先電話番号		
全労働者数	名	内訳：正社員	名	パート、アルバイト	名	派遣社員	名

## 1 労働関係法令の遵守状況に係るチェック項目

区分	項目	回答	
		以下の項目のいずれかに○を記入してください。	
		はい	いいえ
労働条件	(1) 常時10人以上の労働者を使用している場合、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていますか。また、変更があった場合にも届け出ていますか。 ※ 従業員が10人未満の場合は、記入していただく必要はありません。		
	(2) 就業規則の周知を労働者に行っていますか。		
	(3) 労働者への雇用通知は、労働基準法で決められた項目に基づいた形式の「労働条件通知書」等により行っていますか。		
労働時間	(4) 時間外及び休日の労働に関する協定（36協定）を締結し、労働基準監督署に届け出ていますか。		
保険	(5) 労災保険に加入していますか。		
	(6) 雇用保険に加入していますか。		
	(7) 健康保険に加入していますか。		
	(8) 厚生年金保険に加入していますか。		
賃金	(9) 法律や就業規則の定めに従って、賃金台帳を作成していますか。		
	(10) 賃金について全額（適法に天引きされているものを除きます。）を、労働者に直接、毎月1回以上、一定期日を定めて支払っていますか。		
	(11) 最低賃金法に定める賃金額以上の賃金を労働者に支払っていますか。		
	(12) 本件業務に従事する労働者で最も低い賃金単価はいくらですか。	下記の賃金額	
最も低い賃金単価：時給		円	
(13) 上記(1)~(11)の事項を、本協定に従事する労働者にとって見やすい場所（作業現場、事務所など）に掲示する、又は文書を配布するなどのわかりやすい方法で本協定に従事する労働者に周知していますか。 ※ 本報告書提出後、新たに本協定に従事する労働者の追加があった場合についても、当該労働者に上記(1)~(11)の事項を知らせる必要があります。			

## 2 労働環境改善予定

「1 労働関係法令の遵守状況に係るチェック項目」の「いいえ」に○を記入した場合は、以下の項目に記入してください。

設問番号	「いいえ」とした理由		原則として契約締結以後、6か月以内に措置結果報告書を提出する必要があります。 6か月以内に提出できない場合のみ、以下の項目に記入してください。
	※「法令上の義務」の欄の「あり」、「なし」のいずれかを記入してください。 「法令上の義務」の欄に「あり」を記入した場合は、措置結果報告書の提出が必要となります。		
		法令上の義務	希望提出期限 年 月
		法令上の義務	希望提出期限まで措置結果報告書を提出できない理由
		法令上の義務	
		法令上の義務	

※ 「希望提出期限まで措置結果報告書を提出できない理由」が適切であると認められない場合は、協定締結後、6か月以内に措置結果報告書を提出していただく必要があります。

希望提出期限の適否は、本市から改めてお知らせします。

## (注意事項)

- ※1 本報告書の記載内容について、必要に応じて聴き取り調査を実施し、又は挙証資料の提出を求められることがあります。
- 2 指定管理者は、当局との協定締結以後2か月以内に当局に提出してください。
- 3 本報告書1のチェック項目(1)～(11)の記載内容又は本報告書2労働環境改善予定の「「いいえ」とした理由」に変更があった場合は、指定管理者は、労働関係法令遵守状況報告書記載事項変更届を遅滞なく当局に提出してください。
- 4 最も低い賃金単価は、時給で記入してください。計算方法は以下のとおりです。
- (1) 時間給の場合・・・時間給を記入
  - (2) 日給の場合・・・日給÷1日の所定労働時間
  - (3) 月給の場合・・・月給÷1月の所定労働時間
- ただし、以下のものは含まない。
- ①臨時に支払われる賃金等（出産祝い金等）、②1月を超える期間ごとに支払われる手当（賞与等）、③所定時間外労働、所定休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金、④当該最低賃金において算入しないことを定める賃金（精皆勤手当、通勤手当、扶養手当等）
- 5 指定管理者は、本報告書1のチェック項目に「いいえ」がある場合は、法令上の義務がない場合を除き、措置結果報告書を協定締結以後6か月以内（希望提出期限を京都市公営企業管理者上下水道局長が認めた場合にあつてはその期限内）に当局に提出してください。
- なお、提出期限を延長しようとする場合は、あらかじめ、施設所管課まで御相談いただきますようお願いいたします。
- 6 当局ホームページにおいて、「対象労働者明示用」の文書を参考として公表していますので、本報告書1のチェック項目(13)の手続を行う際は、活用してください。
- 7 本報告書は、施設所管課に提出してください。

# 労働関係法令遵守状況報告書記載事項変更届

年 月 日

(宛先) 京都市公営企業管理者上下水道局長  
(対象受注者宛)

※ 受注者受付年月日 年 月 日

※ この項目は、対象下請負者等から対象受注者に本変更届の提出があった場合に対象受注者が記入してください。

京都市公契約基本条例第12条の規定により届け出ます。

本変更届は、契約期間（対象受注者にとっては対象公契約の契約期間、対象下請負者等にとっては下請契約、再委託契約、人材派遣契約等の契約期間）中に労働関係法令遵守状況報告書1の「労働関係法令の遵守状況に係るチェック項目(1)~(11)」又は同報告書3の労働環境改善予定の「『いいえ』とした理由」に変更があった場合に提出する必要があります。

対象公契約の 契約番号	対象公契約 の名称	対象公契約 の契約期間	下請契約等 の契約期間
対象受注者・ 対象下請負者等  (いずれかに ○を記入して ください。)	所在地		当局競争入札有資格者名簿への登録  有・無
	商号又は名称	代表者の氏名	
	担当者氏名		連絡先電話番号
全労働者数	名	内訳：正社員___名、パート、アルバイト___名、 派遣社員___名（人材派遣事業者のみ記入）	

## ○ 変更内容

--

例

- ① 従業員が10人未満であったため、就業規則の作成が不要であったが、従業員が10人以上となり、就業規則の作成が必要となった。今後、速やかに、就業規則を作成し、労働基準監督署に提出する予定。
- ② 従業員が5人未満であったため、社会保険に加入していなかったが、従業員が5人以上となり、社会保険の加入が必要となった。その後、ただちに社会保険に加入した。
- ③ 下請契約のみを請け負っていたため、労災保険の加入が不要であったが、元請契約を締結することとしたため、労災保険の加入が必要となった。その後、ただちに労災保険に加入した。 等

※1 変更が発生した日から、対象受注者は、京都市上下水道局総務部契約会計課に、対象下請負者等は対象受注者に、遅滞なく本届出を提出してください。

2 変更の結果、労働関係法令が遵守できていない状況になった場合（上記例では、①の場合）は、変更が発生した日以後6か月以内に、措置結果報告書を提出してください。

## 労働関係法令遵守状況報告書記載事項変更届

年 月 日

(宛先) 京都市公営企業管理者上下水道局長

京都市公契約基本条例第12条の規定により届け出ます。

本変更届は、指定期間中に労働関係法令遵守状況報告書1の「労働関係法令の遵守状況に係るチェック項目(1)~(11)」又は同報告書2の労働環境改善予定の「いいえ」とした理由に変更があった場合に提出する必要があります。

指定管理協定の名称		指定管理協定の指定期間	
指定管理者の名称	所在地		
	商号又は名称		代表者の氏名
	担当者氏名		連絡先電話番号
全労働者数	名	内訳：正社員__名、パート、アルバイト__名、 派遣社員__名	

### ○ 変更内容

--

例

- ① 従業員が10人未満であったため、就業規則の作成が不要であったが、従業員が10人以上となり、就業規則の作成が必要となった。今後、速やかに、就業規則を作成し、労働基準監督署に提出する予定。
- ② 従業員が5人未満であったため、社会保険に加入していなかったが、従業員が5人以上となり、社会保険の加入が必要となった。その後、ただちに社会保険に加入した。 等

※1 変更が発生した日から、指定管理者は、施設所管課に、遅滞なく本届出を提出してください。

- 2 変更の結果、労働関係法令が遵守できていない状況になった場合（上記例では、①の場合）は、変更が発生した日以後6か月以内に、措置結果報告書を提出してください。



## 措置結果報告書

年 月 日

(宛先) 京都市公営企業管理者上下水道局長

京都市公契約基本条例第15条の規定により提出します。

指定管理協定の名称		指定管理協定の指定期間	
指定管理者	所在地		
	商号又は名称	代表者の氏名	
	担当者氏名	連絡先電話番号	

○ 変更内容

区分	措置内容	措置年月
	上記措置内容を、見やすい場所（作業現場、事務所など）に掲示する、又は文書を配布するなどのわかりやすい方法で、対象公契約に従事しているすべての労働者に知らせていただいた後、右欄に「○」を記入してください。	

- ※1 区分欄には、措置対象となる労働関係法令遵守状況報告書のチェック項目の番号を記入してください。
- 2 必要に応じて聴き取り調査を実施し、又は挙証資料の提出を求めることがあります。
- 3 本報告書は、施設所管課に提出してください。

年 月 日

## 労働関係法令の遵守が確認できなかった事業者等の公表について

京都市公契約基本条例第18条の規定により、次のとおり公表します。

事業者の氏名及び住所 (法人にあつては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地)	
公表の対象となる事実及び適用条項	
公契約の名称	
公契約の契約期間	
公表に至った経過	
備考	

- ※1 事業者の公表は、適正な措置を講じた京都市上下水道局（以下「当局」という。）が確認できるまで行います。
- 2 1にかかわらず、次に掲げる事業者は、適正な措置を講じた場合であっても、3か月間は公表を行います（3か月を超えても適正な措置を講じた当局において確認できない場合は、適正な措置を講じた当局が確認できるまで公表を行います。）。
- (1) 虚偽の労働関係法令遵守状況報告書を提出した者
  - (2) 虚偽の労働関係法令遵守状況報告書記載事項変更届を提出した者
  - (3) 虚偽の措置結果報告書を提出した者
  - (4) 労働関係法令遵守状況報告書、労働関係法令遵守状況報告書記載事項変更届又は措置結果報告書に関し、当局からの説明等の要求を拒み、又は虚偽の説明等を行った者
- 3 公表中の事業者は、本市の競争入札への参加を停止します。
- 4 公契約に係る業務を行う事業者（下請負者等を含む。）は、公表中の事業者と下請等契約を締結しないようにしてください。
- 5 公契約に係る業務を行う事業者は、下請等契約を締結しようとするときは、下請負者等に対し、公表中の事業者と契約を締結してはいけない旨知らせてください。
- 6 公表中の事業者と公契約に係る業務において下請等契約を締結した場合、やむを得ない事情がある場合を除き、本市の競争入札への参加を停止します。
- 7 直接の契約相手となる下請負者等でなくとも、同じ受注者や下請負者の下で、公表中の事業者が複数回、本市の公契約に係る業務を行っていることが判明した場合、受注者等の本市の競争入札への参加を停止することがあります。



**あなたが締結する契約は、「対象公契約」に係る業務であるため、労働関係法令遵守状況報告書を提出する必要があります。**

対象公契約に係る業務を行う事業者は、労働関係法令の順守状況や改善措置について京都市上下水道局に報告する必要があり、下請負契約、再委託契約又は派遣労働者に当該業務に従事させる契約を締結しようとするときは、当該報告の提出が必要な対象公契約に係る契約であることをその相手方である事業者に知らせることが義務付けられています。  
(京都市公契約基本条例第19条)

対象公契約の番号	対象公契約の名称	対象公契約の契約期間
対象受注者（京都市上下水道局と公契約を締結している事業者）	所在地	
	商号又は名称	代表者の氏名
	担当者氏名	連絡先電話番号

- 1 一次下請、二次下請、再委託、再々委託、人材派遣等を問わず、対象公契約に係る業務を行う事業者は、当該業務に係る契約を締結してから1か月以内に、対象受注者に労働関係法令遵守状況報告書を提出してください。
- 2 既に対象受注者に提出した労働関係法令遵守状況報告書のうち労働関係法令の遵守状況に関する事項に変更が生じた場合は、遅滞なく労働関係法令遵守状況報告書記載事項変更届を対象受注者に提出してください。
- 3 労働関係法令遵守状況報告書の「労働関係法令の遵守状況に係るチェック項目」の、「いいえ」に「○」を記入した場合、法令上の義務がない場合を除き、原則として対象公契約に係る業務の下請等の契約締結から6か月以内に、改善措置を講じた上で、京都市上下水道局に措置結果報告書を提出してください。
- 4 対象公契約に係る業務について、更に下請等の契約を締結する場合は、この文書を使用するなどして、本業務が対象公契約に係る業務であることを、下請等の相手方となる事業者にも必ず知らせてください。
- 5 公契約基本条例に違反し公表されている事業者とは公契約に係る業務について下請契約等をしないでください。

**お問合せ先・措置結果報告書の提出先**

〒601-8116

京都市南区上鳥羽鉾立町11番地3

京都市上下水道局総務部契約会計課

TEL : 075-672-7728 FAX : 075-682-0286

ホームページ <https://www.city.kyoto.lg.jp/suido/>

## あなたの仕事は、労働関係法令遵守状況報告書の提出が義務付けられている対象公契約に該当します。

公契約に従事する労働者の適正な労働環境を確保するため、対象公契約に係る業務を行っている事業者（受注者と人材派遣契約を締結している事業者を含みます。）は、労働関係法令の遵守状況について京都市上下水道局に報告する必要がある、その内容を公契約に従事する労働者に知らせることが義務付けられています。

（京都市公契約基本条例第20条）

（対象公契約の名称）

（受注者、指定管理者又は下請負者等の名称）

の

労働関係法令の遵守状況は次のとおりです。

区分	項目	はい	いいえ
労働条件	(1) 常時10人以上の労働者を使用している場合、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていますか。また、変更があった場合にも届け出ていますか。 ※ 従業員が10人未満の場合は、記入していただく必要はありません。		
	(2) 就業規則の周知を労働者に行っていますか。		
	(3) 労働者への雇用通知は、労働基準法で決められた項目に基づいた形式の「労働条件通知書」等により行っていますか。		
労働時間	(4) 時間外及び休日の労働に関する協定（36協定）を締結し、労働基準監督署に届け出ていますか。		
保険	(5) 労災保険に加入していますか。		
	(6) 雇用保険に加入していますか。		
	(7) 健康保険に加入していますか。		
	(8) 厚生年金保険に加入していますか。		
賃金	(9) 法律や就業規則の定めに従って、賃金台帳を作成していますか。		
	(10) 賃金について全額（適法に天引きされているものを除きます。）を、労働者に直接、毎月1回以上、一定期日を定めて支払っていますか。		
	(11) 最低賃金法に定める賃金額以上の賃金を労働者に支払っていますか。		

※1 上記の項目の「いいえ」に「○」がある事業者は、改善措置に必要な一定期間内（やむを得ない事情がある場合を除き京都市上下水道局（以下「当局」という。）と契約してから6か月以内）に、その措置結果を当局に報告する必要があります。措置結果についても、事業者は、あなたに明らかにする必要があります。

2 もし、上記の項目の内容が、あなたが認識している事実と異なる場合、※1の措置結果について、あなたに明らかにしていない場合、あるいは、虚偽の報告がされている場合は、当局にお申し出ください。

改善のため当局から必要な指導を行います。また、悪質な事業者については、事業者名を公表したうえで、京都市の競争入札への参加を停止します。

### 相談・通報窓口

京都市上下水道局総務部契約会計課

電 話

075-672-7728

ファックス

075-682-0286